

国は、平成 17 年 8 月 26 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により、「航空保安大学校本校移転整備等事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI 法第 6 条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 8 条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成 17 年 10 月 3 日

国土交通大臣 北側 一雄

航空保安大学校本校移転整備等事業 特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

航空保安大学校本校移転整備等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

航空保安大学校

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 北側 一雄

国土交通大臣から本事業の事務の委任を受けた者

航空局長 岩崎 貞二 及び航空保安大学校長 殿谷 正行

(4) 事業内容

入札公告等に定める手続によって選定された民間事業者(以下「落札者」という。)は、航空保安大学校本校移転整備等事業(以下「本事業」という。)の遂行のみを目的とする「商法」(明治32年法律第48号)に定める株式会社(以下「SPC」という。)を設立し、以下の業務を実施する。

設計業務

- ・ 建築物等の設計(調査を含む。)

工事監理業務

- ・ 建築物等の工事監理

建設業務

- ・ 建築物等の建設(近隣対応・対策、電波障害調査・対策、各種申請等、関連業務を含む。)

解体業務

- ・ 現行の大学校施設(建物及び移設対象外の訓練機器)の解体・発生廃棄物処分・

整地（近隣対応・対策、各種申請等、関連業務を含む。）

訓練機器関連業務

- ・訓練機器の設計、製造、設置、調整、操作訓練

維持管理業務

- ・建築物等の点検保守
- ・建築設備の運転監視及び点検保守
- ・建築物等の修繕
- ・建築物等の清掃
- ・建築物等の保安警備
- ・訓練機器の点検保守等（修理及び更新は含まない。）

運營業務

- ・学生寮の管理
- ・食堂の運営
- ・その他 学生生活が円滑に行われる業務

なお、訓練機器の修理について国は、訓練機器の製造を担当する者と協議し別途、契約を締結することを予定している。また、現行の大学校からの訓練機器の移設、その他引越し業務は、本事業に含まない。

（５）事業方式及び事業期間

本事業は、PFI法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、大学校の施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務を遂行する方式（Build-Transfer-Operate, BTO）により実施する。事業期間は、契約締結日から平成35年3月末までの期間である。

（６）事業期間及びサービス対価の支払

国の選定事業者に対する支払いは、以下のとおりである。（以下、これらを総称して「サービス対価」という。）

- ・建築物等の整備等業務に係る対価
- ・現行の大学校の解体業務に係る対価
- ・訓練機器の整備等業務に係る対価
- ・維持管理・運營業務に係る対価

国は、選定事業者に対して、サービス対価を財政法第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定めるところにしたがって支払う。なお、これらの詳細については、入札説明書等に示す。

（ 7 ）施設の立地及び規模に関する事項

事業場所は、大阪府泉佐野市りんくう往来南 3 丁目 11 番地とする。施設の規模は、下記の通り想定している。なお、規模及び配置に関する詳細については、入札説明書等において示す。

表 5 新校舎の延べ床面積（想定値）

施設等	面積
校舎	11,200 m ² 程度
体育館	1,300 m ² 程度
学生寮	7,300 m ² 程度
運動場	5,600 m ² 程度

2 . PFI 事業として実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較し、PFI 事業により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は仮定であり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

（ 1 ）前提条件

国が直接実施する場合

建築物等及び訓練機器の設計及びその関連調査費、施工費、維持管理費を対象とし、これらの費用について、これまでの事業実績をもとに算出した。

PFI 事業として実施する場合

建築物等及び訓練機器の設計及びその関連調査費、施工費、維持管理費については、民間事業者の創意工夫によるコスト縮減効果により得られると想定される減額を考慮して算出した。また、資金調達に係るコスト、諸税、選定事業者の設立する特別目的会社の運営費用等を見込んだ。

共通の前提条件

- ・ インフレ率は考慮していない。
- ・ 割引率は 4.0%とした。

(2) 評価結果

上記の結果、国が直接事業を実施する場合に比べて、本事業に必要な国の財政負担は、現在価値ベースで約 4.4%程度軽減されることが期待できる。

3 . PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

- ・ 民間資金の活用による財政負担の平準化
- ・ 設計・施工・維持管理の一括発注による業務の効率化
- ・ 民間ノウハウの活用及び国のモニタリングによるサービスの質の向上

4 . PFI 事業として実施することの総合的評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、上記のような定量的効果および定性的効果が期待できる。

従って、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。